入学料・授業料免除申請システム(後期申請用)の入力方法【H本人学生用】

1. 入学料・授業料免除申請システム

申請システムの申請は、1次申請期間最終日の23:59まで入力が可能です。

前のページに戻る場合は、ブラウザの「戻る」ボタンは使用せず、画面内の「戻る」ボタンを使用してください。ブラウザの「戻る」ボタンを使用すると入力内容が消える恐れがあります。

「次へ」ボタンを使用するとその時点のデータを保存します。修正があれば「戻る」ボタンで修正して ください。

※下図と申請システム上の表記が異なる場合がありますので、ご留意ください。

(1) 入力の際の注意事項

内容を確認し、「チェック」を行ってから、「次へ」進んでください。

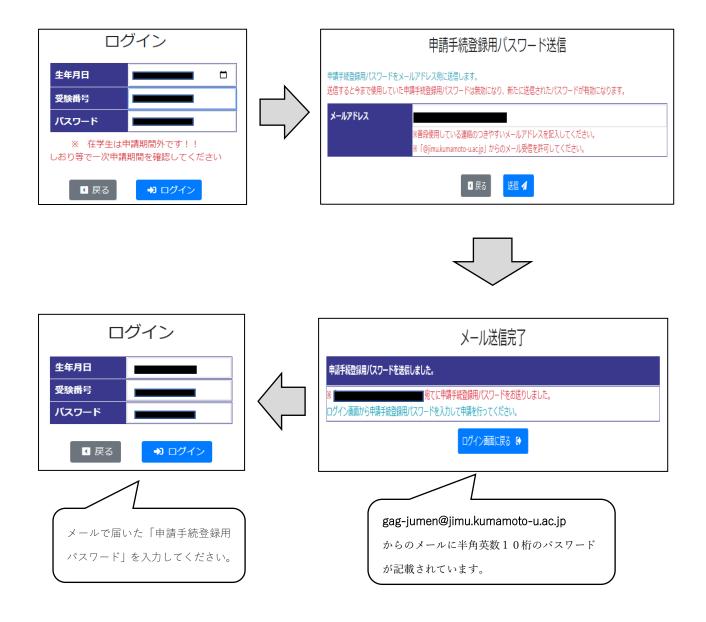


(2) ログイン

新入生(大学院学内進学者を含む。)の場合

2段階認証となっています。本学ウェブサイトの「入学料・授業料免除申請システム(リンク)」からアクセスし、生年月日、受験番号、合格通知書に記載の仮パスワード(半角小文字のアルファベットと数字8桁)を入力して、「ログイン」してください。(パスワードは10回間違うと、入力できなくなります。もし入力できなくなった場合は、学生生活課経済支援担当へメール(gagjumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp)で連絡してください。)

下のような画面になるため、メールアドレスを入力し、送信ボタンをクリックすると、すぐに入力したメールアドレス宛てに、パスワードが届きます。そのパスワードを入力し、再度システムにログインしてください。メールが届かない場合は、メールアドレスが間違っていないか確認し、迷惑メール設定の確認(「@jimu.kumamoto-u.ac.jp」の受信設定)をして、再度「送信」をクリックしてください。

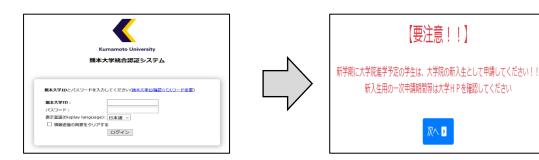


在学生(2年次以上)の場合

本学ウェブサイトの「入学料・授業料免除申請システム(リンク)」からアクセスし、熊本大学統合認 証システム(熊本大学ポータル)のID、パスワードを入力して、ログインしてください。既に熊本大学 統合認証システム(熊本大学ポータル)にログインしている場合は P1(1)の「入力の際の注意事項」 から進んでください。

【要注意!!】

次へD



(3) 申請者、家族等の情報入力

画面に従い、申請者、家族等に関する情報を入力してください。

- ・入学料・授業料免除及び入学料徴収猶予申請の確認
- ・申請の種類
- ・申請書(基本情報)の入力(1/10)
- ・申請書(申請理由)の入力(2/10)
- ・家庭調査票(基本情報)の入力(3/10)
- ・家庭調査票(就学者を除く)の入力(4/10)
- ・家庭調査票(就学者等)の入力(5/10)
- 家庭調査票(特別控除)の入力(6/10)
- ・アルバイト収入状況の入力(7/10)
- ・奨学金受給状況の入力(8/10)
- ・入力内容確認 (9/10)
- ・必要書類の印刷(10/10)
- ※ 申請区分 (P5参照) により入力画面が変わります。
- ※ 入力項目の年月日は「西暦」での入力となります。
- ※ ログアウトは画面右上からできます。

次ページより各画面の入力について説明します。

大学院新入生の例



大学院在学生の例



学部在学生の例



○「申請の種類」の選択肢

日本人・留学生区分

- 「・日本人学生
- · 私費外国人留学生

入学料申請

- 「・併願(免除申請+徴収猶予(納付延期)申請)
- · 免除申請
- |・徴収猶予(納付延期)申請
- ・非該当

授業料申請

- 「• 免除申請
- ・非該当

申請区分1

• 一般枠

· 学資負担者死亡等枠

- ○免除申請6ヶ月以内(新入生は入学前1年以内)に、学資負担者が死亡又は 風水害等の災害(災害救助法適用外)を受けたことにより授業料の納付が著 しく困難な者
- ○災害発生後1年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者が死亡(行方不明を含む。)したことにより授業料の納付が著しく困難な者

※私費留学生は学生本人(又はその配偶者)が学資負担者となります。

・災害枠(災害救助法適用)

災害発生後1年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住 し、学資負担者の家屋が公的機関発行の罹災証明書により被災(全壊、大規模半 壊、半壊又は床上浸水)したことを証明された者

・コロナ枠

新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者

・修学支援新制度要件外枠

日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校 等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が2年を超 えている者(多浪生)

申請区分2

- ·後期申請(新規)
- ·後期申請「変更申請」

< 「一般枠」の選択肢> → 操作説明はP8~

申請区分1 一般枠 修学支援区分

高等教育の修学支援新制度の支援区分 (学部生の対象項目です。)

- ・申請予定

・支援区分なし

・対象外(新入生は経済的理由も含む。)

「・支援区分あり(I・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)

申請区分2

- ・後期申請(新規)
- ·後期申請「変更申請」
- < 「学資負担者死亡等枠」の選択肢> → 操作説明はP18~

申請区分1 学資負担者死亡等枠

- 申請詳細「・学資負担者死亡(災害救助法適用)
 - ・学資負担者死亡(災害救助法適用外)
 - ·学資負担者行方不明(災害救助法適用)
 - ·風水害罹災(災害救助法適用外)

申請区分2 後期申請(新規)

< 「災害枠」(災害救助法適用)の選択肢> → 操作説明はP19~

災害枠(災害救助法適用) 申請区分1

災害

- ・災害1 (令和6年11月8日からの大雨にかかる災害)
- ・災害2 (トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害)
- |・災害3(その他災害)

※該当する災害名がない場合は「その他災害」を選択し、申請理由 に被災した災害名を入力してください。

申請詳細

- 全壊
- · 大規模半壊
- ・半壊、床上浸水
- ・未定

罹災証明書発行状況「・申請中 ・発行済

後期申請 (新規) 申請区分2

< 「コロナ枠」の選択肢> → 操作説明は P 2 3 ~

申請区分2 ・後期申請(新規)

<「修学支援新制度要件外枠」の選択肢> → 操作説明は P 2 3 ~

申請区分2 「・後期申請(新規)

・後期申請「変更申請」

<申請区分1:大学院在学生「一般枠」の入力画面例>

1/10



2/10







※「同居・別居」は家族住所での同居・別居です。



※授業料免除状況は、国立学校の就学者のみ入力です。







- ・上段の給付奨学金の受給状況は、新入生は入力不要です。在学生のうち、受給者は奨学生 の決定通知書を添付してください。
- ・下段の日本学生支援機構奨学金の受給予定「給付奨学生又は採用候補者ですか?」は、 学部学生のみ対象です。大学院生は回答不要です。
- ・下段の日本学生支援機構奨学金の貸与型奨学金の受給予定は、継続しているもの、決定・ 内定(予約採用)しているもののみ入力してください。前年度と金額等に変更がない場合 も入力してください。

〇入力内容確認

入力情報を確認してください。修正があれば、「戻る」ボタンで戻って修正をしてください。 確認後、「確定」を押してください。

9/10



~ 省 略 ~



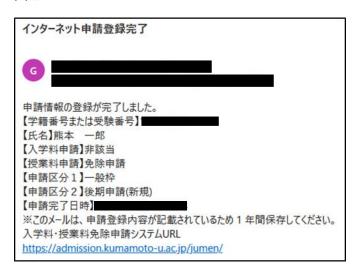
確定すると gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp からメールが送信されます (次ページ※1参照)。

翌年3月まで保存し、申請内容を後日確認できるようにしてください。(メールは、P.~1.4の「必要書類の印刷(10/10)」を行い、ログアウト後に確認してください。)

ログアウトせずに、下の「インターネット登録完了」画面下の「必要書類の印刷へ」をクリックして進んでください。もしログアウトした場合は、再ログインし、必要書類の印刷(10/10)まで進み、印刷してください。



※ 1



○必要書類の印刷

- ◆注意◆ 申請システムは1次申請期間内しかログインできません。1次申請期間内に必ず 印刷してください。なお、一定時間経過するとセッションが切れて入力内容が申 請書等の様式に反映されませんので、再度ログインして印刷してください。
- ・必要な書類を「印刷」ボタンで出力してください。終わったら「画面右上からログアウト」 してください。
- ・「2. 授業料免除連絡票」は全員提出してください。(タイトルが授業料免除連絡票となっ ていますが、入学料・徴収猶予の方も提出してください。)
- ・申請手続は期限までに必要書類を提出(2次申請)することで完了します。
- ・1 次申請期間中は、再ログインにより申請情報を更新できます。更新した場合は再度印刷し てください。

必要書類の印刷(10/10)

10/10

- ① 必要な印刷物を「印刷」ボタンで出力してください。終わったら「画面右上からログアウト」してください
- ② 「2.授業料免除連絡票」は全員が提出してください。(タイトルが授業料免除連絡票となっていますが、入学料・徴収猶予、災 **害枠の方も提出してください。)**
- ③ 申請手続は期限までに必要書類を提出(2次申請)することで完了します。 ④ 申請期間中は、再口グインにより申請情報を更新できます。

申請期間内のみ印刷可能です。必要な方は申請期間中に印刷してくだ 申請者全員が提出する書類 .申請書(入学料免除・徴収猶予、授業料免除) 2.授業料免除連絡票 (様式 印刷 📙 3.アルバイト収入状況申立書 (様式 印刷 🥻 4.奨学金受給状況申告書 (様式: 5.市区町村発行の最新の所得課税証明書(原本)1人1枚(世帯毎ではありません) ※市県民税等まで証明されたもの(非課税の場合も必要) ※各市区町村で証明書の名称が異なりますので、市区町村でお尋ねください。 該当者が提出する書類 給与・所得関係 令和5年分源泉徵収票(写)(貼付台紙) (様式4 EDRII 🖪 給与支給(見込)証明書 (様式5 印刷 💃 令和 5 年分確定申告書(写)(第一表、第二表、あれば第三表) 令和6年度市(町)県民税申告書等(写) 年金受給状況申告書 ※ (様式14 最新の年金振込通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金の源泉徴収票(写) 退職及び退職金支給証明書 (様式6 印刷 🥻 退職日が確認できる離職票・退職金源泉徴収票など(写) 雇用保険受給資格者証(第1面~第4面)(写) 休職証明書・傷病手当金通知書など(写) 育児休業手当・育児休業給付金受給資格者証(写) 児童手当等支払通知書 (写) または受給金額がわかるもの (写) 最新の児童扶養手当証書 (写) など受給金額がわかるもの 生活保護受給申立書 (様式15 最新の保護決定通知(写) (受給金額がわかるもの) 申立書 (無収入などを申立書に記入) (様式8 印刷 🥻 就労に関する申立書 (様式8の2 印刷 📓 日本学術振興会特別研究員採用決定通知書 (写) 特別控除関係 (様式9 印刷 🖺 在学状況及び授業料免除状況証明書 印刷 🥻 身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など(写) 長期療養証明書 ※(様式11 印刷 🥻 単身赴任証明書 ※ (様式12 印刷 🥦 単身赴任等に係る支出状況申告書 (様式13 印刷 🔀 学資負担者の死亡が確認できる書類 (写) 独立生計者 ※(様式10) 印刷 🖺 本人又は配偶者が筆頭の健康保険者証(写) 本人 (配偶者も) の所得に関する証明書、源泉徴収票 (写) 又は確定申告書 (写) 奨学生の決定通知書 (写) (新入生を除く。)

「※」がついている様式は、両面印刷推奨

画面右 Fからログアウト

<申請区分1:一般枠 申請区分2:後期申請「変更申請」の入力画面>

日本人・留学生区分	日本人学生		~
入学料申請	※申請しない場合は「非該当	は、徴収猶予(納付延期)申請も併願することをおすすめします。 」を選択 申請の必要はありませんので、「非該当」表示となります。	~
授業料申請	免除申請 ※徴収猶予 (納付延期) 申請 ※申請しない場合は「非該当	及び分納申請は所属学部等の教務担当にご相談ください。 」を選択	~
申請区分1	 ・ 学資負担者死亡等枠 ① 免除申請6ヶ月以内適用外)を受けたこ ② 災害発生後1年以内方不明を含む)した ※私費留学生は学生本人 ○ 災害枠(災害救助法適用)学資負担者の家屋が公的格証明された者 ・ コロナ枠:新型コロナウク受給した者又は新型コロガ潜者しく困難な者 ・ 修学支援新制度要件外枠: 	は、以下のとおりです。 のしおり」で確認してください。 (新入生は入学前1年以内)に、学資負担者が死亡又は風水害等の災害(災害救助とにより授業料の納付が著しく困難な者の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者が死亡(ことにより授業料の納付が著しく困難な者(又はその配偶者)が学資負担者となります。 : 災害発生後1年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、関発行の罹災証明書により被災(全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水)したこと、関発行の罹災証明書により被災(全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水)したことでは、以入感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援でウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になったことにより授業料の紛日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を	- 行 、.



※該当するものは全て選択してください。

※該当するものは全て選択してください。	
変更要件	
世帯の構成員に増減があった	
世帯の構成員の中に新たに障がい者として認定を受けた者がいる、または障がい者認定を受けた者が構成員に加わった	
長期療養者・要介護認定者の増減があった	
火災・風水害・盗難等の被害を受けた	
就学者の増減があった	
通学区分に変更があった	
本年4月以降、就職・退職した人がいる(アルバイトを含む)	
申請前6ヶ月以内に臨時所得(退職金、保険金など)があった	
給付型奨学金の受給を新たに開始した、または受給が終了した	
日本学術振興会特別研究員に採用された	
年金の受給を開始した	
雇用保険失業給付金の受給を開始・終了した	
傷病手当の受給を開始・終了した	
児童扶養手当の受給を開始・終了した	
生活保護の認定を受けた・取り消された	
本年4月以降に事業を開業、または廃止した	
本年10月1日付けで最短修業年限の超過	
上記以外の変更があった(「申立書(様式8)」と変更に係る証明書を提出する)	
※要件を選択する(複数選択可)と申請書の申請理由欄に反映されます。	

後期申請「変更申請」(通年申請をした後期分の申請内容に変更が生じる場合)の手順

		③提出する様式・証明書等		
		申請者全員が提出する書類(必須	頁)	
		授業料免除申請書		
	②申請内容の修正	・授業料免除連絡票(様式)	1)	
①「変更申請」の要件を選択		アルバイト収入状況申立	書 (様式2)	
9 122 1 HBJ 9211 C 23/1		・奨学金受給状況申告書(柞		
			导課税証明書(原本)1人1枚	
		※市県民税等まで証明されたもの(非課税の場合も必要) に加えて、以下の変更申請に係る書類も含め、全ての必要な書類を提出すること		
			T	
変 更 要 件	修正が必要と思われる画面	必要書類(様式)	必要書類(様式以外)	
1. 世帯の構成員に増減があった(祖父母との同居、家族の死亡等)	2/10、3/10、4/10、5/10	(年金受給者の増加)様式14	(増加)加わった家族の家計審査に必要な書類、最新の年金額改定通知書等	
		(減少) 様式8	死亡等の場合は、授業料免除申請のしおり(XI.免除申請に係るFAQ.⑭)参照	
2. 独り親世帯になった	2/10、3/10、4/10、6/10	様式9		
3. 児童扶養手当の受給を開始した			児童扶養手当決定通知書(写)等、支給月額がわかるもの。	
4. 世帯の構成員の中に新たに障がい者としての認定を受けた者がいる、または障がい者認定を受けた者が構成員に加わった	2/10、3/10、4/10、6/10	様式8	障害者手帳(写)もしくは療育手帳(写)	
5. 長期療養者・要介護認定者の増減があった	2/10、6/10	(長期療養) 様式11		
3. 反刑が受任・女川設心に任い信息があった	2/10, 0/10	(要介護認定) 様式8	介護保険被保険者証(1・2面(写))	
			(火災) 火災発生場所管轄の消防署で発行される罹災証明書 (写)	
6. 火災・風水害・盗難等の被害を受けた	2/10, 6/10	様式8	火災保険加入の場合は、火災保険支給額がわかるもの	
	2/10/ 0/10		(風水害) 市区町村発行の罹災証明書 (写) 、被災写真、保険支給額がわかるもの	
			(盗難等)被害届(写)、盗難にあった品物及び金額の一覧等	
7. 就学者の増減があった	2/10、3/10、4/10、5/10	(増加)様式7		
	2/10、3/10、4/10、5/10	(就職し同一生計)様式5、様式8の2		
8. 就学者(申請者本人を含む。)の通学区分に変更があった	2/10、3/10、5/10	様式7		
9. 4月以降、就職・退職した人がいる(アルバイト含む。)	2/10,3/10	(就職)様式5、様式8の2		
		(退職)様式6、様式8の2	(退職金発生の場合)退職金源泉徴収票(写)※発行できない場合は様式のみで可	
10. 申請前6ヶ月以内に臨時所得(退職金・保険金・一時金等)があった		(退職金)様式6、様式8の2	退職金源泉徴収票(写)※発行できない場合は様式のみで可	
		(保険金·一時金) 様式8	保険金支払証明書など臨時所得の金額及び受取日がわかるもの	
11. 年金の受給を開始した	2/10	様式14	最新の年金額改定通知書(写)または年金振込(支払)通知書(写)	
12. 雇用保険失業給付金の受給を開始・終了した	2/10	様式8の2	雇用保険受給資格者証(第1面~第4面)(写)	
13. 傷病手当の受給を開始・終了した	2/10	様式8	(開始) 傷病手当金通知書 (写) など支給月額がわかるもの	
			(終了)終了を証明する書類(写)	
14. 生活保護の認定を受けた・取り消された	2/10	様式15	(開始) 生活保護決定通知書 (写) 等、金額がわかるもの	
			(取消)生活保護廃止(停止)決定通知書(写)等、支給の停止がわかるもの	
		様式8、様式8の2	(事業開業) 直近3カ月の収入(売上)金額、必要経費、所得金額がわかるもの。 実績がない場合は、収入(売上見込金額がわかるもの。(事業主本人の申立書→A4	
15本年4月以降に事業を開業、または廃止した	2/10		版様式自由、署名、押印必要。コピー不可)	
			(事業廃止) 事業廃止届出書(写)	
16. 本年10月1日付けで最短修業年限を超過した	2/10	(本人の非によらないものに限り)様式8	指導教員による推薦書(大学から指導教員へ直接依頼)	
17. 日本学術振興会特別研究員に採用された		· ·	採用決定通知書(写)、独立生計者認定要件に必要な書類(様式10の2頁参照)	
18. 申請者本人が独立生計になった	2/10、3/10、4/10	様式10	独立生計者認定要件に必要な書類(様式10の2頁参照)	
19. 上記以外の変更があった	2/10ほか	様式8	変更に係る証明書等	
10, 1000010000000000	2, 2010//	191.740	人人で が 平 カー り	

■該当者が提出する必要書類(様式)

様式番号	名称
様式5	給与支給(見込)証明書
様式6	退職及び退職金支給証明書
様式7	在学状況及び授業料免除状況証明書
様式8	申立書
様式8の2	就労に関する申立書
様式9	母子・父子世帯申立書
様式10	独立生計者申立書
様式11	長期療養証明書
様式12	単身赴任証明書
様式13	主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書
様式14	年金受給状況申告書
様式15	生活保護受給申立書



2/10



※P15 の変更申請の要件を選択すると申請理由欄に入力されます。

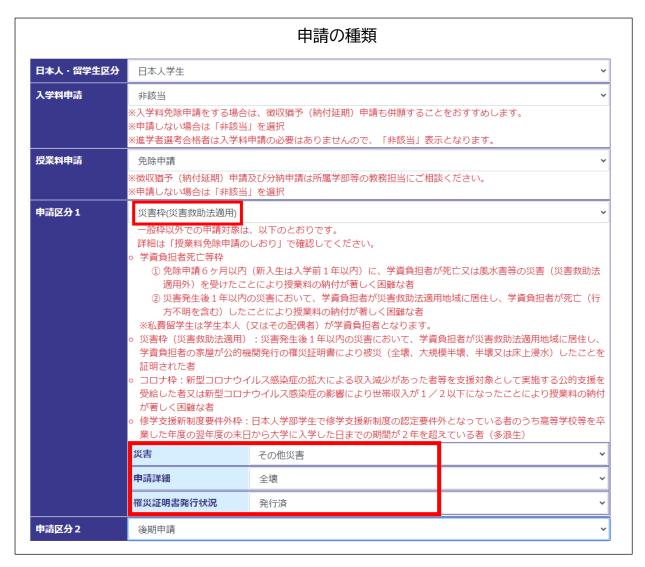


<申請区分2:「学資負担者死亡等枠」の入力画面例>



※ 次の参考画面 1/10~10/10 (P. 8~P. 14参照)

<申請区分2:「災害枠」の入力画面例>



▼ 戻る 次へ ▶

災害枠の申請詳細 全壊、大規模半壊の場合 → 1/4 ~ 4/4 (次ページ参照) 半壊、床上浸水の場合

(参考画面は P. 8~P. 14参照)



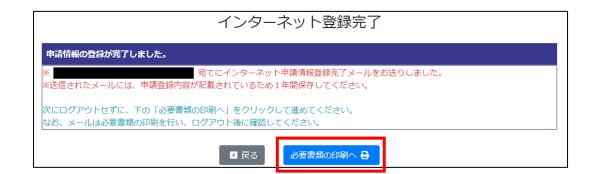


申請の種類

入力内容確認(3/4)

日本人・留学生区分	日本人学生
入学料申請	非該当
授業料申請	免除申請
申請区分1	災害枠(災害救助法適用)
災害	その他災害
申請詳細	全壊
罹災証明書発行状況	発行済
申請区分2	後期申請
本人基本情報	
学部・大学院	大学院
研究科・教育部	自然科学
専攻	土木建築学専攻(博士前期課程)
フリガナ	エハ延来ナラス(19×10) かんだい クマモト イチロウ
氏名	熊本 一郎
郵便番号	860-0000
住所	熊本市中央区黒髪3丁目O-O
マンション等	版本刊中大区燕麦3] 日〇-〇
	000 0000 0000
電話番号	090-0000-0000
メールアドレス	
学費負担者	
氏名	熊本 太郎
郵便番号	866-0000
住所	八代市00000
マンション等	
電話番号	0965-00-0000





◆注意◆ 申請システムは1次申請期間内しかログインできません。1次申請期間内に必ず 印刷してください。なお、一定時間経過するとセッションが切れて入力内容が申請 書等の様式に反映されませんので、再度ログインして印刷してください。

4/4

必要書類の印刷(4/4)

- ① 必要な印刷物を「印刷」ボタンで出力してください。終わったら「画面右上からログアウト」してください。
- ② 「2.授業料免除連絡票」は全員が提出してください。(タイトルが授業料免除連絡票となっていますが、入学料・徴収猶予、災害枠の方も提出してください。)
- ③ 申請手続は期限までに必要書類を提出 (2次申請) することで完了します。
- ④ 申請期間中は、再口グインにより申請情報を更新できます。

-申請期間内のみ印刷可能です。必要な方は申請期間中に印刷してください。

申請者全員が提出する書類		
1.申請書(入学料免除・徴収猶予、授業料免除)		印刷 🕻
2.授業料免除連絡票	(様式1)	印刷 🔀
3.アルバイト収入状況申立書	(様式2)	印刷 🚨
4.奨学金受給状況申告書	(様式3)	印刷 🚨
5.市区町村発行の最新の所得課税証明書(原本) 1人1枚 (世帯毎ではありません)	
※市県民税等まで証明されたもの(非課税の場		
※各市区町村で証明書の名称が異なりますので	、市区町村でお尋ねください。	

該当者が提出する書類	
給与・所得関係	
令和5年分源泉徴収票(写)(貼付台紙) (様式4)	印刷发
給与支給(見込)証明書 (様式5)	印刷 📙
令和5年分確定申告書(写)(第一表、第二表、あれば第三表)	
令和6年度市(町)県民税申告書等(写)	
年金受給状況申告書 ※ (様式14)	印刷 🖺
最新の年金振込通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金の源泉徴収票(写)	
退職及び退職金支給証明書 (様式6)	印刷片
退職日が確認できる離職票・退職金源泉徴収票など(写)	
雇用保険受給資格者証(第1面~第4面)(写)	
休職証明書・傷病手当金通知書など (写)	
育児休業手当・育児休業給付金受給資格者証(写)	
児童手当等支払通知書(写)または受給金額がわかるもの(写)	
最新の児童扶養手当証書(写)など受給金額がわかるもの	
生活保護受給申立書 (様式15)	印刷 🖔
最新の保護決定通知(写)(受給金額がわかるもの)	
申立書 (無収入などを申立書に記入) (様式8)	印刷 🖔
就労に関する申立書 (様式8の2)	印刷 🖔
日本学術振興会特別研究員採用決定通知書 (写)	
特別控除関係	
田子・父子世帯申立書 (様式9)	印刷及
在学状况及び授業料免除状況証明書 ※ (様式7)	印刷 🚨

特別控除関係				
母子・父子世帯申立書 (様式9)	印刷 🔀			
在学状况及び授業料免除状況証明書 ※ (様式7)	印刷 🚨			
身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など (写)				
長期療養証明書 ※ (様式11)	印刷 🚨			
単身赴任証明書 ※ (様式12)	印刷 🔀			
単身赴任等に係る支出状況申告書 (様式13)	印刷 🔀			
学資負担者の死亡が確認できる書類(写)				
独立生計者				
独立生計者申立書 ※ (様式10)	印刷 📙			
本人又は配偶者が筆頭の健康保険者証(写)				
父母等との別居が確認できるもの				
本人(配偶者も)の所得に関する証明書、源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)				
該当者				
奨学生の決定通知書(写)(新入生を除く。)				

「※」がついている様式は、両面印刷推奨

画面右上からログアウト

<申請区分2:「コロナ枠」の入力画面例>



- ※ 次の参考画面 1/10~10/10 (P. 8~P. 14参照)
- ※ <申請区分2:「修学支援新制度要件外枠」の入力画面例>



※ 次の参考画面 1/10~10/10 (P. 8~P. 14参照)